

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事業名	(39) 再生可能な資源ごみの処理に係る経費			調査対象 予算額	【参考】令和3年度（調査対象実績額）：歳入21百万円 歳出2,016百万円の内数 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計 特別会計	項	—	調査主体	共同
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	(四国財務局)

①調査事業の概要

【事業の概要】

各官署は、庁舎内の職員が排出する資源ごみ（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古紙、ガラス瓶、その他）について、ごみ処理業者において処理したり、売払いを実施したりするなどして、再生可能な資源ごみの処理を行っている。

（本調査は、平成23年度調査のフォローアップ調査として実施。）

【前回の調査結果（平成23年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

資源ごみを売却契約できている庁舎があることから、廃棄物の委託処理契約の入札等に係る予定価格の積算において、再生資源としての売却代金相当額を適切に予定価格に反映することにより、売却契約の促進、又は、委託処理単価の引下げを図るべきである。

一括契約を行っている庁舎においても、品目別契約と同様に、再生資源としての売却代金相当額を適切に予定価格に反映することにより、委託処理単価の引下げ方を検討するべきである。

反映の内容等

再生資源としての売却代金を適切に予定価格に反映することにより、売却契約の促進、又は、委託処理単価の引下げを図っていく。

②調査の視点

1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

- ・ 職員がごみを排出する際に分別をきちんと行い、処理費用の節減に努めているか。
- ・ 官署で排出されたごみ（事業系一般廃棄物等）のうち、売払い可能な資源ごみを、どのように処理しているのか。売払い可能な資源ごみについて売払いを実施し、収入を確保しているか。売払いが困難な場合、売払い相当額分を把握し処理費用と相殺は行われているか。

2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について

- ・ 合同庁舎においてスケールメリットを活かした調達が行われているか。
- ・ 競争性のある契約が行われているか。

【調査対象年度】

・ 令和3年度

【調査対象先数】

・ 本府省等 44先

・ 地方支分部局等（※）363先
計407先

※事務所等出先機関を含まない。

③調査結果及びその分析

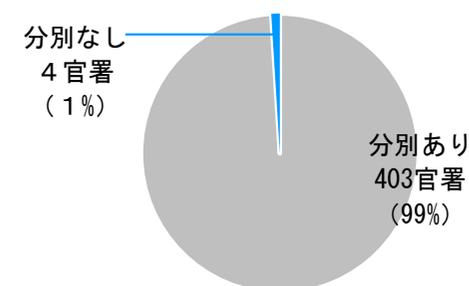
1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

(1) ごみの分別状況について

職員が庁舎内の執務室等からごみを排出する時点で、あらかじめごみを分別して排出していない場合には、その後のごみの処理段階において、庁舎の清掃業者又はごみの搬出業者側で分別を行う作業が発生する。

令和3年度末時点における407官署のごみの分別状況について確認したところ、少なくとも4官署では、職員のごみの排出時点でごみを分別することとされていない。【図1】

【図1】職員排出時点でのごみの分別状況（n=407）



また、分別を行っているとの回答があった官署の中には、一定程度の分別はなされているものの、分別が徹底されていないため、仕様上、清掃業者に分別作業を委託している官署が複数見られた。

ごみの分別をしていない理由は「庁舎の清掃業務を委託している業者が分別することとしている」というものであったが、職員がごみを排出する時点で分別を行えば、業者側においてごみの分別に要する作業見合い分の経費を節減できた可能性がある。

総 括 調 査 票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (39) 再生可能な資源ごみの処理に係る経費

③調査結果及びその分析

1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

(2) 売払い及び売払い相当額の相殺の実施について

①資源ごみの処理に係る契約件数

令和3年度における資源ごみの処理に係る契約(634件)のうち、売払いを実施している契約件数は101件(当該契約の締結官署数は40官署(※))、売払い相当額の相殺実施契約件数は66件(当該契約の締結官署数は38官署(※))、双方未実施契約件数は467件であった。【図2】 ※重複官署あり

②売払い未実施の理由

売払い未実施の主な理由としては、「ごみの契約は管理官署等が行っているため」、「これまで資源ごみの売払いについて検討していなかったため」との回答であった。【表1】

③売払い相当額の相殺の未実施の理由

売払い相当額を相殺していない(売払い相当額を把握していないものを含む)理由として、「検討をしていなかった」が最も多く、「売払い相当額が契約額に反映されているかどうか把握できていないため」、「排出が少量であるため」という理由を挙げる官署もあった。【表2】

他方、売払い相当額を把握している官署においては、仕様書上で売払い可能な再生資源物の売払い単価の記入を求めるなどして、売払い相当額の相殺を行っていた。

<売払い相当額の把握方法の事例>

- ・仕様書上で、事業者が提出する見積書において、売払い可能な再生資源物の売払い単価の記入を求めている。
- ・仕様書上で、「受託業務完了報告書」、「受領書」及び「計量証明書」を求めている。
- ・契約書において売払い単価、予定数量を定めている。

資源ごみの売払い品目別契約件数及び売払い相当額の相殺実施品目別契約件数では、どちらも古紙等が最も多く、未実施の官署においては「行政文書(要機密情報含む)に係る廃棄であるため、売払い等は実施していない」との回答があったが、実施官署の取組を参考にしながら古紙の売払い及び売払い相当額の相殺を検討する余地がある。【表3】【表4】

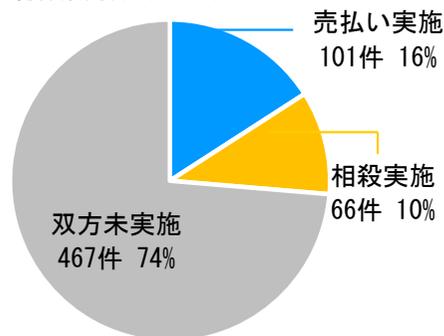
<行政文書の売払い及び売払い相当額の相殺の実施事例>

- ・裁断機リース契約満了時に仕様変更を行い(裁断屑の排出形状を変更)、売払い資源として活用が可能となった。
- ・運搬から溶解(文書の判別不可能な状態)まで職員が立会い、溶解したものは業者が再び資源として活用。

【参考】

平成23年度調査の反映で、資源ごみは「再生資源としての売却代金を適切に予定価格に反映することにより、売却契約を促進、又は、委託処理単価の引下げを図っていく。」としているが、上記のとおり今回のフォローアップ調査において、多くの官署が売払い及び売払い相当額の相殺の実施について検討をしていなかったという結果であった。

【図2】令和3年度売払い契約、売払い相当額の相殺実施契約及び双方未実施契約件数割合(n=634)



【表1】主な売払い未実施の理由

理由	件数
ごみの契約は管理官署等が行っているため(売払いなし又は売払い把握なし)	122
検討をしていなかったため	106
管理官署で一括売払いを行っているため	98
少量または回収費等の経費の方が上回るため(無料回収含む)	25
行政文書(要機密情報含む)であるため	6
保管場所確保が困難なため	2

【表2】主な売払い相当額の相殺未実施(未把握)の理由

理由	件数
検討をしていなかったため	42
把握できていない(仕様書等に記載なし含む)	22
少量のため	21
売払契約と処分契約は別にしてしているため	16
額は把握していないが相殺はされている	14
行政文書(要機密情報含む)であるため	13
管理官署等での契約のため把握していない	7
無料回収	3

【表3】主な品目の売払い契約件数・平均契約単価

品目	契約件数	平均契約単価(円/kg)
古紙等	79	2.9円
シュレッダーごみ	24	1.7円
鉄くず等	12	16.2円

【表4】主な品目の売払い相当額の相殺実施契約件数

品目	契約件数
古紙等	22
アルミ缶	10
スチール缶	8
ペットボトル	8
ガラス瓶	7

(注) 1契約で複数品目契約している場合は、品目ごとにそれぞれカウントしている

総 括 調 査 票

(行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (39) 再生可能な資源ごみの処理に係る経費

③調査結果及びその分析

2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について

(1) 合同庁舎入居官署における調達方式等について

合同庁舎入居官署の資源ごみの処理に係る調達(※1)方式は、調査を実施した全ての官署において、古紙等を除いてはスケールメリットを活かした共同調達又は一括調達(※2)を行っていた。

他方、令和3年度における合同庁舎入居官署の古紙等の処理に係る契約を確認したところ、全120件のうち108件(調達64、売払い40、無償4)が単独の契約であり、合同庁舎のスケールメリットが活かされていない状況であった。【表5】

古紙等の処理においては、以下の主な理由により単独の契約が多かった。

- ・収入確保のため単独で売払い契約を実施
- ・行政文書(要機密情報を含む)のため単独調達(売払い相当額の相殺実施も含む)を実施

なお、資源ごみ処理に係る契約においては、古紙等において共同又は一括売払いを行っている事例が見られたことから、売払いが可能な品目については、今後、合同庁舎のスケールメリットを活かした売払いを行うことを検討する余地がある。

※1: 「調達」は支出を伴う契約を示し、「売払い」契約(収入)とは区別して記載している。

※2: 本調査票において、共同調達とは複数府省庁の官署において調達を行うこと、一括調達とは同一府省庁内の複数官署において調達を行うことをいう。

※3: 当該件数は、古紙等のみ個別に共同・一括調達を行っている契約件数である。

(2) 契約方式について

ごみ処理に係る契約方式を確認したところ、88%に当たる555件が競争入札又は複数者見積りによる随意契約であったが、12%(79件)が1者見積りの随意契約であった。【図3】

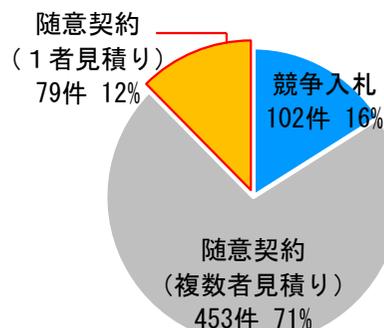
支出を伴う契約の1者見積りの随意契約の理由として「少額のため」としている官署が複数あった。他方、複数者見積りを実施している契約においては、例えば千円以下の契約も確認された。このように複数者見積りにより競争性が確保されることで、より少額となった可能性がある。

- 予算決算及び会計令
第99条の6 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

【表5】 合同庁舎入居官署における古紙等の処理に係る契約状況 (n=120)

	調達 (支出)	売払い (収入)	無償	計
共同	4 (※3)	6	-	12
一括	1 (※3)	1	-	
単独	64	40	4	108
計	69	47	4	120

【図3】 各契約方式の件数割合 (n=634)



(※) 構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

職員のごみの排出時に分別がなされていない官署については、排出時にごみを分別した上で処理することによって、分別に係る処理費用の節減を図るべきである。

また、資源ごみを処分する際には、再生資源であることを念頭に、売払いによる処分を検討すべきである。

売払いによる処分が困難な場合には、やむを得ない事情がない限り、売払い相当額を委託処理費用と相殺すべきである。

なお、廃棄する行政文書についても、要機密情報が含まれることに留意した上で、売払い又は売払い相当額を委託処理費用と相殺することを検討すべきである。

2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について

合同庁舎入居官署が売払いによる処分を検討する際には、合同庁舎のスケールメリットも視野に入れ、共同又は一括売払いの検討をすべきである。

調達及び売払いに当たって、1者見積りの随意契約としている場合は、やむを得ない事情がない限り、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで、競争性の確保に努めるべきである。